

西淀川区役所こども福祉関係窓口等業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、西淀川区役所こども福祉関係窓口等業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、任用資格を有する者の内から、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) こども福祉に関する窓口業務
- (2) こども福祉に関する補助業務（児童手当、各種医療助成制度等）

(勤務時間)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数
1日 7時間30分勤務時間で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間
A勤：午前9時00分～午後5時15分
B勤：午前9時15分～午後5時30分
- (3) 休憩時間
45分

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、この要綱の制定の日から施行する。

(西淀川区役所保健福祉課子ども家庭支援関係窓口等業務非常勤嘱託職員要綱の廃止)

2 西淀川区役所保健福祉課子ども家庭支援関係窓口等業務非常勤嘱託職員要綱（平成31年2月1日施行）は、廃止する。

(準備行為)

3 第2条の規定による選考、第5条の規定による勤務時間の決定その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、この要綱の制定の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による選考、第5条の規定による勤務時間の決定その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。